

改 正 案	現 行
<p>第1条～第6条の3（略） （外務員の登録申請）</p> <p>第7条 会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>① 氏名、旧氏及び名（旧氏の登録を受けようとする場合に限る。）<u>並びに生年月日</u></p> <p>② ～ ⑥ （略）</p> <p>以下略</p> <p>附 則（2022.●.●） この改正は、2022年●月●日から施行する。</p>	<p>第1条～第6条の3（略） （外務員の登録申請）</p> <p>第7条 会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>① 氏名、旧氏及び名（旧氏の登録を受けようとする場合に限る。）<u>、生年月日並びに性別</u></p> <p>② ～ ⑥ （略）</p> <p>以下略</p>